

高松市緊急事態等対処計画

平成22年3月

高松市

目 次

第1章	総 則	1
第1	目 的	1
第2	定 義	1
第3	位置付け	3
第4	危機管理体制	3
第2章	事前対策	7
第1	予防対策	7
第2	訓練・研修	8
第3	啓発	8
第4	情報収集・伝達体制	8
第5	資機材等の備蓄・整備	9
第6	関係機関等との協力体制の整備	9
第3章	応急対策	10
第1	緊急活動体制	10
第2	情報の収集・分析	10
第3	広報	10
第4	医療・救護対策	11
第5	避難対策	11
第6	関係機関等との連携	11
第4章	復旧対策	11
第1	情報提供	12
第2	復旧の推進	12
第3	再発防止対策	12
第4	検証	12
第5章	細部計画（危機管理対応マニュアル）の作成	13

第1章 総則

第1 目的

本市では、台風などの自然災害に対応するための高松市地域防災計画と、武力攻撃事態等に対応するための高松市国民保護計画を策定し、危機に備えているが、近年、新型インフルエンザなどの感染症や環境汚染といった市民生活等に重大な被害を及ぼす事件・事故などへの対応が求められている。

この計画は、高松市危機管理指針に基づき、自然災害等および武力攻撃事態等を除いた危機に適切に対応し、市民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的とする。

第2 定義

1 危機

危機とは、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産に直接的かつ重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態であり、本市が全庁的または部局横断的に取組を行う必要がある事態をいい、「自然災害等」、「武力攻撃事態等」および「緊急事態等」に大別する。

2 緊急事態等

緊急事態等とは、感染症、環境汚染などといった、自然災害等および武力攻撃事態等以外の危機をいう。

職員の不祥事、地球環境問題、単発的な殺人事件、金融・経済危機、農林水産物の不作等は対象としない。

(1) 市民の生命、身体および財産に直接的かつ重大な被害を及ぼす事件、事故等

・テロ など

※ 大規模なテロは、市国民保護計画による

(2) 市民生活に重大な被害を及ぼす事件，事故等

- ・ 環境汚染
- ・ 大規模食中毒
- ・ 水質汚染
- ・ 市施設での事件・事故
- ・ 教育施設での事件・事故
- ・ 感染症
- ・ 重大な家畜伝染病
- ・ イベント等における事件・事故
- ・ 情報システムへの脅威
- ・ 異常湧水

3 危機管理

危機管理とは，平常時には危機の発生防止に努め，危機発生時には迅速かつ的確に対応して被害の軽減を図り，危機収拾後には市民生活等を速やかに復旧させる組織的な対応をいう。

想定される緊急事態等と所管部局

緊 急 事 態 等	所 管 部 局
環境汚染（大気汚染・土壌汚染・水質汚染・アスベスト）	環境局
大規模食中毒	健康福祉局
水質汚染	上下水道局
市施設での事件・事故（施設機能停止）	施設管理部局
教育施設での事件・事故（学校）	教育局
〃（保育所）	健康福祉局

感染症（SARS・新型インフルエンザ）	健康福祉局
テロ（バスジャック・不審郵便物・不審集団・不発弾処理） ※ 大規模なテロは，市国民保護計画による	総務局 消防局
重大な家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザなど）	創造都市推進局
イベント等における事件・事故（群集流動事故）	イベント主催部局
情報システムへの脅威（個人情報漏洩・滅失）	総務局
異常湧水	上下水道局

第3 位置付け

この計画は，本市が取り組む各種の緊急事態等に対し，適切に対応するための細部計画（危機管理対応マニュアル）を定める際の指針として位置付け，全般に共通する事前対策，応急対策，復旧対策などについて定める。

各所管部局は，本計画を基に，細部計画（危機管理対応マニュアル）の策定に努めることとし，想定されていない緊急事態等が発生した場合は，本計画の規定を準用する。

第4 危機管理体制

各種の緊急事態等の発生時には，避難誘導など直接市民に関わる対応が求められるため，発生規模や被害状況に応じた危機管理体制を整備し，市長以下全庁的に緊急事態等に備えるよう，次のとおり危機管理体制を確立する。

1 レベル

緊急事態等の規模や被害状況により，3つのレベルに分け，以下のとおりとする。

(1) レベルⅠ（小規模被害＝所管部局対応）

緊急事態等が発生し、またはそのおそれがあり、所管部局で対応ができる場合

(2) レベルⅡ（中規模被害＝複数部局対応）

緊急事態等の被害が拡大するおそれがあり、所管部局のみでは対応が難しい場合、または関係部局と合同で対応した方が適切である場合

(3) レベルⅢ（大規模被害＝全庁対応）

緊急事態等の被害が相当程度拡大し、または社会的な影響が大きく全庁的な対応が必要な場合

2 危機管理体制

各レベルでの危機管理体制を以下のとおりとする。

緊急事態等の発生規模や被害状況により、レベルⅠからレベルⅡへの早急な移行、レベルⅠからレベルⅢへの直接的移行、あるいは当初からレベルⅡまたはレベルⅢでの対応など、最悪のケースを想定して柔軟に対応する。

レベルと危機管理体制

区 分	危 機 管 理 体 制
レベルⅠ (所管部局 対応)	緊急事態等が発生し、またはそのおそれがある場合、所管部局は情報収集や緊急事態等への対応を行い、危機管理担当部局（総務局）へ報告するとともに、必要に応じて関係部局と情報を共有する。 所管課の所属長は責任者として危機管理体制を構築するとともに、関係部局との連携あるいは状況により市長を本部長とする対策本部の設置を検討する。

<p>レベルⅡ (複数部局 対応)</p>	<p>緊急事態等の被害が拡大するおそれがある場合、所管部局は危機管理担当部局（総務局）へ報告するとともに、関係部局と連携し、情報収集や緊急事態等への対応を強化する。</p> <p>所管部局長は責任者として危機管理体制を構築するとともに、全庁的な対応の必要性を想定し、市長を本部長とする対策本部の設置を検討する。</p>
<p>レベルⅢ (全庁対応)</p>	<p>緊急事態等の被害が相当程度拡大し、または社会的な影響が大きく全庁的な対応が必要な場合には、市長を本部長とする対策本部を設置し、情報収集や緊急事態等への全庁的対応を行うなど非常体制を敷く。</p> <p>所管部局は中心となり緊急事態等への対応を実施する。</p>

※ 所管部局が不明確な緊急事態等への対応については、危機管理担当部局（総務局）が調整を図り、所管部局を決定するものとする。

所管課は、細部計画（危機管理対応マニュアル）の策定に当たり、各レベルへ移行する基準について、緊急事態等の規模や被害状況などを数値化するなど具体的に表現するよう努める。

緊急事態等発生時の各レベルにおいては、所属長など対応についての意思決定ができる責任者を確保し、情報の一元化と対応方針の統一化を図る。

危機管理担当部局（総務局）は、発生規模や被害状況により、レベルの早急な移行やレベルⅢへの直接的移行などを想定して、市長に迅速に報告する。

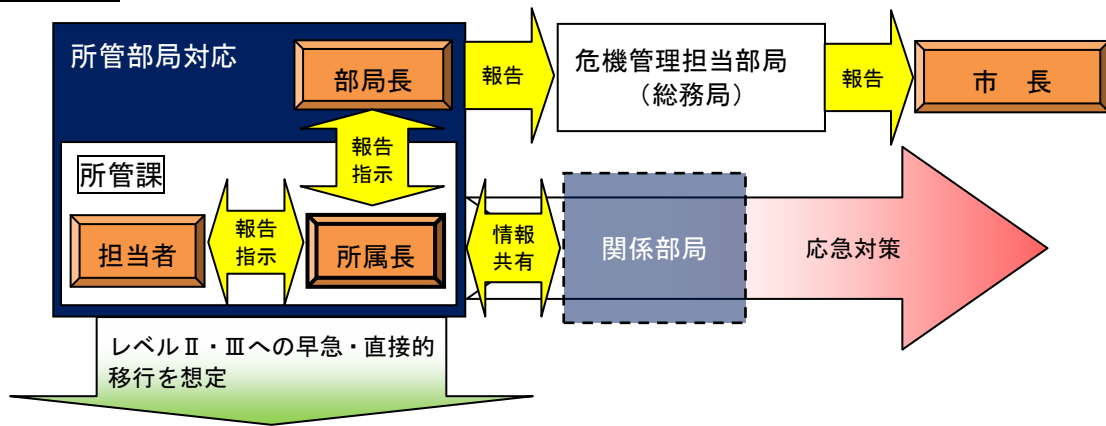
大規模な事象の場合には、必要に応じて職員を参集させ、情報の収集・整理・共有など全庁的な対応をとり、迅速かつ的確な意思決定を可能とする対策本部を設置する。動員体制・事務分掌等は高松市地域防災計画を準用し、緊急事態等の特殊性により柔軟に運用する。

[対策本部]

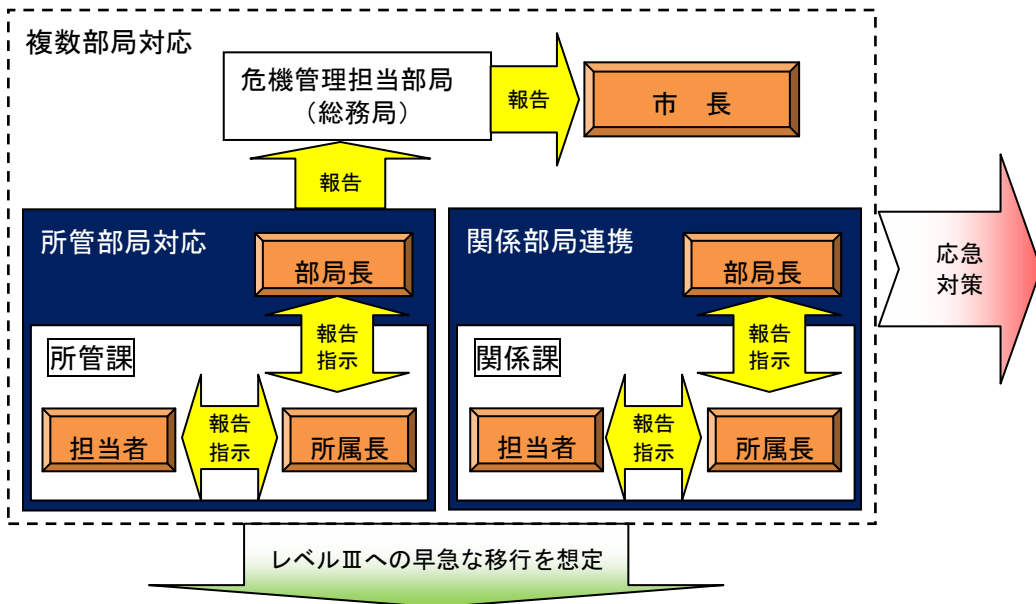
- 構成
- ・ 本部長 市長
 - ・ 副本部長 副市長
 - ・ 本部員 各部局長等

庶務 危機管理担当部局（総務局）と所管部局は，情報収集，対応方針の協議・決定，関係機関等との連絡調整等を行う。

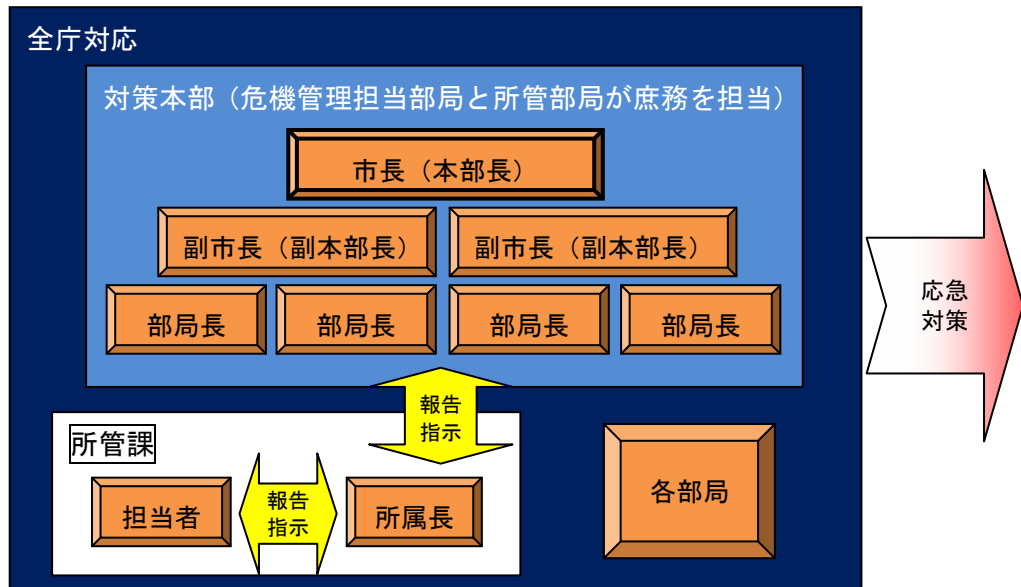
レベルⅠ



レベルⅡ



レベルⅢ



第2章 事前対策

近年、都市化、情報化、高齢化などに伴い、緊急事態等の態様が複雑、増大しているため、情報収集や分析など事前対策に取り組み、危機管理体制の整備を行う。

第1 予防対策

所管部局は想定される緊急事態等ごとに実施すべき対策や状況に応じた職員配備・動員計画を盛り込んだ細部計画（危機管理対応マニュアル）を策定するとともに、関係部局や関係機関等と連絡会議等を設置するなど連携を図り、危機事象の調査、資料の収集および研究に積極的に取り組む。

第2 訓練・研修

各所管部局は、緊急事態等が発生した場合の対応の備えとして、細部計画（危機管理対応マニュアル）に基づいて迅速かつ的確に行動できるよう、市民や関係機関等と連携した訓練・研修を行い、職員の対応能力と危機管理意識の向上、組織の危機対応能力の向上を図る。

第3 啓発

緊急事態等に備えるために調査・研究した危機管理に関する知識・技術等の情報を提供し、市民への危機管理知識の普及や啓発を図る。

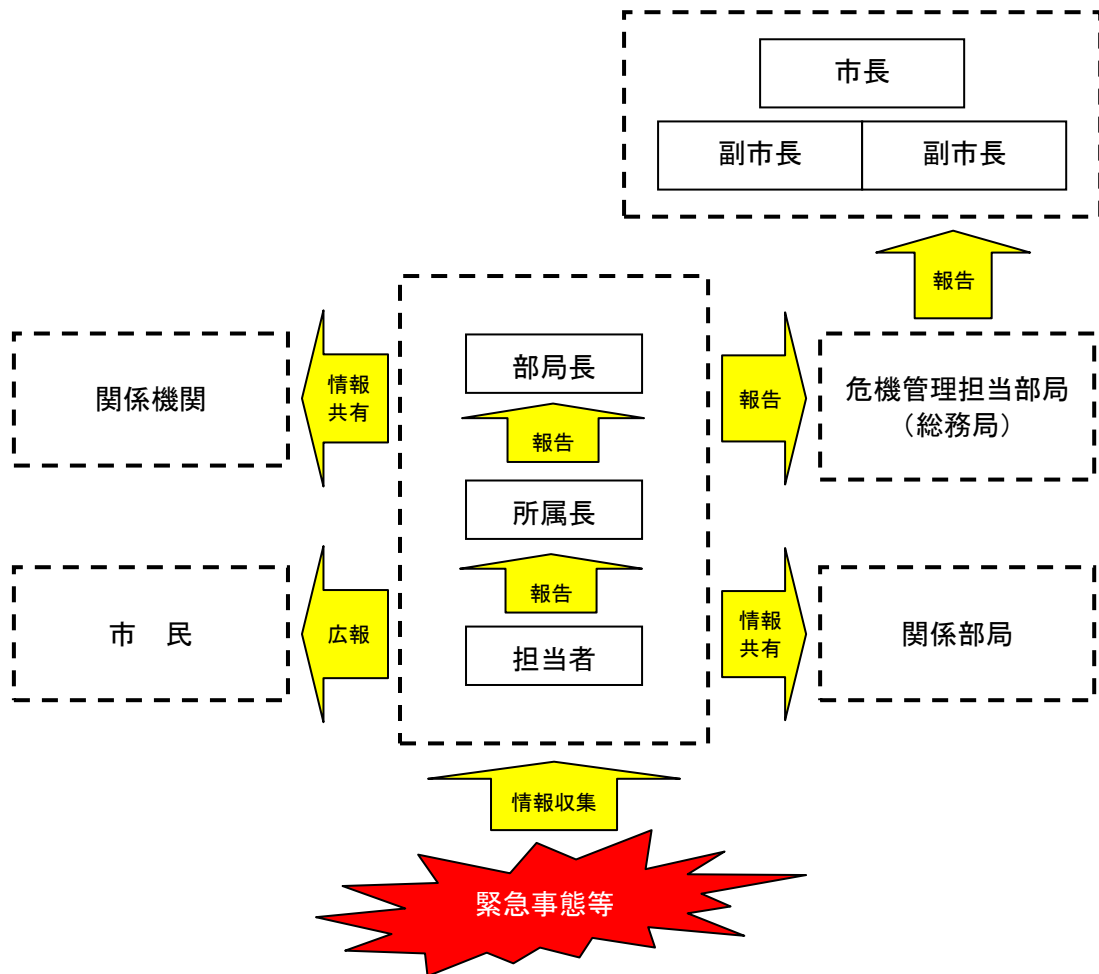
- ・ 訓練による啓発
- ・ 広報紙による啓発
- ・ ホームページによる啓発
- ・ 報道機関による啓発
- ・ 講習会による啓発

第4 情報収集・伝達体制

緊急事態等の状況に応じた職員配備・動員計画を策定するとともに、防災行政無線などの情報伝達機器を整備する。

特に、被害の軽減を図るには迅速かつ的確な対応が必要であることから、緊急事態等発生初期における情報を可能な限り早期に収集し、所管部局等における迅速な情報伝達体制、そして市民への確実な広報体制を確立、整備する。

- ・ 休日・夜間の場合でも対応できる情報収集体制と情報連絡体制
- ・ 担当者から所属長、状況により市長等へ伝達できる情報連絡体制
- ・ 関係部局も含めた情報伝達系統図の整備
- ・ 避難情報等の通信手段の確保



第5 資機材等の備蓄・整備

緊急事態等ごとに必要な資機材等を備蓄・整備し、適切に管理するとともに、関係機関と協定を締結し、物資の調達を図る。

- ・ 情報連絡資機材
- ・ 医療・救護資機材
- ・ 避難用物資

第6 関係機関等との協力体制の整備

国，県，警察および自衛隊等の関係機関と連携を密にし，必要に応じ協定を締結するなど協力体制の整備を図る。

第3章 応急対策

被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第1 緊急活動体制

緊急事態等の発生の規模や被害等の規模に応じ、迅速に対応できる緊急活動体制の早期確立を図る。また、対応部局を決定する。

大規模な被害が発生し、全庁的な対応が必要な場合は、対策本部を速やかに設置し、緊急活動体制を確立する。

緊急事態等について、想定外の事象であったり、複数の所管部局が関係するなど、主たる所管部局が特定できない場合については、危機管理担当部局（総務局）が調整を図り、所管部局を決定するものとする。

第2 情報の収集・分析

緊急事態等の内容や発生原因、被害状況等の情報を迅速かつ確実に収集・分析するとともに情報の共有を図る。

情報の混乱や錯綜を防ぐため、緊急事態等発生時の各段階において、対応について意思決定をする所属長など責任者に対する情報の一元化と対応方針の統一化を図る。

第3 広報

緊急事態等の情報や注意事項、被害情報等を市民に迅速かつ正確に提供する。

[主な内容]

- ・緊急事態等の発生状況および被害状況
- ・応急対策組織の設置状況
- ・応急対策実施状況
- ・二次被害の危険性

[主な方法]

- ・防災行政無線による広報
- ・テレビ・ラジオなど報道機関への情報提供
- ・インターネットなどによる広報
- ・広報車による広報

第4 医療・救護対策

被災傷病者の医療・救護を最優先に医療救護活動を実施し、被害の拡大を防止する。

長期間の避難生活の場合、特に高齢者に対しては、医師や保健師等による診断機会を確保するなど適切な健康管理を実施する。

第5 避難対策

緊急事態等が拡大、あるいは拡大が予想され、二次被害などを避けるため避難が必要と認められる場合、消防、警察等の関係機関の協力を得て、その周辺の市民の避難を実施する。

災害時要援護者に対しては、自治会など地域と連携を図る。

第6 関係機関等との連携

緊急事態等や被害の状況により国や県、警察、自衛隊などに応援を要請するなど関係機関等との連携を図る。

また、応援活動を有効に活用するため、活動に必要な情報を収集して関係機関等に提供する。

第4章 復旧対策

市民生活の回復を図るため、生活再建支援等の復旧対策を実施する。

第1 情報提供

市民の安心を図るため、今後の対応などの情報をホームページ等各種広報手段により広報するとともに、報道機関に情報提供を行い、市民への周知を図る。

第2 復旧の推進

応急対策が終了した段階で、被害状況の調査を行い、関係機関等の意見聴取を行うなどにより安全確認を行い、立ち入り制限等の各種制限措置を解除する。

被害にあった施設その他の機能等の早期復旧を推進するとともに、市民生活の早期回復のための相談、要望等に対応するなど、被災者の生活再建を支援する。

第3 再発防止対策

必要に応じて関係機関等や専門家等から意見を聴取し、緊急事態等の発生原因や被害拡大要因の分析、究明を行い、今後改善すべき課題を洗い出し、再発防止対策の検討をする。

第4 検証

緊急事態等の収拾後は、必要に応じて関係機関等や専門家による検証を行い、細部計画（危機管理対応マニュアル）に反映させ、本市の緊急事態等に対する機能の向上を図る。

[主な検証のポイント]

- ・連絡体制が機能したか
- ・迅速かつ的確に危機管理体制を整えたか
- ・関係職員は迅速に参集したか
- ・適切な応急対策がとられたか
- ・関係機関との連携が機能したか
- ・適切な情報収集管理や広報活動が行われたか

第5章 細部計画（危機管理対応マニュアル）の作成

全庁的な統一性を保つため、所管部局は、下記の「細部計画（危機管理対応マニュアル）の共通項目例」を参考に、細部計画（危機管理対応マニュアル）を策定する。

細部計画（危機管理対応マニュアル）の共通項目例

大項目	中項目	小項目
1 総則	(1)目的	①計画の目的
	(2)定義	①用語の定義 ②対象とする危機事象
	(3)危機管理体制	①危機事象ごとに対応方針を規定 ②部局内ごとに役割分担を規定
2 事前対策	(1)危機管理意識の向上	①危機事象の予防対策 ②行動指針 ・職員の心得 ③職員研修の実施 ・研修内容 ・事例研修 ④市民に対する啓発 ・パンフレット等の作成 ・啓発内容
	(2)危機管理体制の整備	①危機管理責任者の設置 ②関係機関等との連携 ・危機事象ごとに連携すべき機関を明記
	(3)資機材等の確保	①備蓄による確保 ・品目，数量 ・年次計画 ・保管場所 ②協定等による調達 ・調達先一覧

		<ul style="list-style-type: none"> ・品目, 数量
	(4)訓練の実施	①総合訓練等 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 ・実施方法 ・参加機関
3 応急対策	(1)情報の収集・管理	①情報の収集・伝達 <p>情報連絡体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡窓口の設置 ・収集・伝達ルート ・通信手段の確保 ・市長等への報告 ・危機管理課他への連絡 <p>情報内容の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機事象ごとに収集すべき情報内容の整理 ②情報の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理担当者による情報の連絡 ・情報の共有体制と提供方法
	(2)応急対策の検討・決定	①検討・決定 <p>対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置 ・本部の構成員 ・本部会議の検討事項 <p>市長への報告</p> <p>監視体制</p> <p>今後の対応方針</p> ②役割分担の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局各班の構成 ③職員の動員計画 <ul style="list-style-type: none"> ・職員配備の区分

		<ul style="list-style-type: none"> ・職員配備の伝達 ・配備する職員の氏名 <p>④全庁的な対策への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断基準 ・要請手順
	<p>(3)応急対策の実施</p>	<p>①被害者への対応</p> <p>救助・救出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留意事項 <p>応急手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留意事項 <p>②被害の拡大防止</p> <p>避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・ルートの設定 ・留意事項 <p>二次被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検 ・立入り禁止区域の設定 ・応急措置 ・監視体制 <p>対応方法の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民，関係機関への周知 <p>③広報活動</p> <p>被害者，市民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供する情報内容の整理 ・情報の提供方法 ・問い合わせ等窓口の設置 <p>報道機関への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供する情報内容の整理 ・発表時期および方法

		<p>④関係機関との連携</p> <p>連携すべき関係機関の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機事象ごとの関係機関 ・連絡窓口の設置 ・現地調整所の設置 <p>確認すべき連携事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携すべき事項 ・留意事項 <p>⑤ボランティアの受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ窓口の設置
4 復旧対策	(1)復旧・復興の推進	<p>①安全性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性確認の体制・方法 ・周知の方法 <p>②生活再建と施設復旧</p>
	(2)被害者等へのフォロー	<p>①復旧相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制 <p>②心と健康相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制 ・相談窓口の設置
	(3)再発防止策の検討・実施	<p>①危機発生原因の究明</p> <p>②課題の整理</p> <p>③再発防止策の検討・実施</p>
	(4)対応の評価とマニュアルの見直し等	<p>①対応の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の作成 ・課題の抽出 ・事後評価の情報提供 ・今後の対応のあり方 <p>②マニュアルの見直し</p> <p>③マニュアルの引継ぎ</p>

高松市緊急事態等対処計画修正経過一覧表

平成22年3月 高松市緊急事態等対処計画

平成24年4月 第1次 修正